

## 川崎市職員の声制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長と職員の双方向的な意見交換の場を設け、市長が職員へ市政運営に関するメッセージを発信するとともに、職員が市長に対し自由に意見を述べることによって、意見を市政運営に反映させることを目的とする。

### (資格及び時期)

第2条 すべての職員は、常時意見等を述べるができるものとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、特定の事項について特に期間を定めて意見を募集することができるものとする。

### (意見提出の奨励)

第3条 各所属長は、当該所属職員が進んで意見を提出するよう、その奨励に努めなければならない。

### (意見)

第4条 提出する意見は、特に範囲を限定しないものとする。

2 ただし、次に掲げる場合は不受理とすることができる。

- (1) 同一の職員からの同一の内容の複数回にわたる意見
- (2) 誹謗、中傷など公序良俗に反する意見
- (3) 異動希望など個人的事項に関する意見
- (4) 単なる情報提供など意見とみなされないもの
- (5) その他、制度の趣旨を踏まえ、不適切である意見

2 意見の提出にあたっては、匿名による投稿を認めるものとする。

### (手続)

第5条 意見を提出しようとする者は、文書又は電子情報によるものとする。

### (処理)

第6条 市長が必要と認める意見については、関係者に送付するものとする。

2 市長は、提出された意見に対する自己の考えを適宜公表するものとする。

### (委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

(事務の所管)

第8条 この要綱に係る事務は、総務企画局行政改革マネジメント推進室が所管する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 当分の間、この要綱に係る事務は総務局行財政改革室が行うものとする。

附 則

この要綱は、決裁日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。